

1. 2GHz帯及び2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）に係る制度整備案の概要

1 省令関係

(1) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案

1. 2GHz帯及び2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）について、使用する周波数帯の追加等の無線設備の技術基準に係る関係規定を整備する。